



平成 28 年 電動車いす事故情報

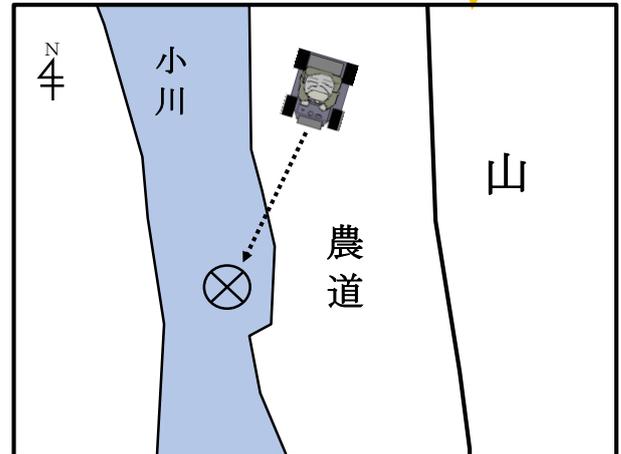
平成 28 年 3 月 7 日
愛媛県電動車いす
交通安全対策連絡協議会
Tel : (089)934-0110

電動車いす使用中の重大事故が発生!!

小川に転落し、高齢者死亡!!

【事故概況】

発生日時	平成 28 年 2 月 24 日 夕方
発生場所	久万高原町下畑野川
概要	農道を走行中の電動車いす利用者が約 1.8m 下の小川に転落した。その後、助けを求められない中、急性心不全によって死亡した可能性が高い。



○ 電動車いす利用者へ ⇒

- ・ 前方を良く見て進行しましょう!!
- ・ 夕方以降の外出は十分に注意しましょう!!



○ 電動車いす利用者は、「歩行者」とみなされます。

道路を横断するときは・・・

- 必ず横断歩道を利用しましょう。
- 信号が青でも、左右をよく見て自動車が止まっていることを確認してから渡りましょう。

いつも通り慣れている道だからといって、油断は禁物！
右左折車には要注意です！！



横断中の危険

- 道路を斜めに横断すると横断時間が長くなり危険です。車の直前直後の横断や斜め横断は絶対にやめましょう。



歩行者横断禁止標識

この標識がある場所は、道路の横断が禁止されています。



「愛媛県電動車いす交通安全対策連絡協議会」では、電動車いすを安全に利用していただくためのポイントを記したチラシを作成し、愛媛県警及び愛媛県交通安全協会のホームページに掲載しておりますので、是非ご活用ください。

◎電動車いす利用者の方は、電動車いす交通安全登録制度に登録しましょう！！

<http://www.police.pref.ehime.jp/kotsukikaku/dendokurumaisu/1.pdf>